

第三者評価の受審実績	平成 24 年度		
取材の対象年度	平成 24 年度	評価手法	標準の第三者評価

【取材メモ】



取材の視点

- ・第三者評価受審の目的、経緯
- ・事業評価(自己評価)のプロセスで得られた気づき
- ・利用者調査、職員の自己評価及び評価機関による評価の結果から得られた気づき
- ・改善に向けた取り組みとその成果、など

■改善の取り組みとその成果②～組織内外に対する説明責任を果たす取り組みの強化

園長は、第三者評価を受審したことで、日頃より当たり前にやっていることであっても、取り組みの根拠を示すことができなければ、外部に対して説得力のある客観的な説明ができないことがわかったと話しています。

一昨年、認証保育所という東京都の制度に移行したことで、運営財源の一定部分は税金により安定的に賄われることになりました。それでも尚、認可保育所に比べると高い保育料を負担している保護者に対しては、認可に劣らない保育の質を維持するとともに、園の取り組みをきめ細かく伝えることにより、一定の納得と信頼を得ることができています。今後は保護者だけでなく、一般都民も納税者という立場において園にとっての利害関係者に加わるようになります。その都民に対する説明責任を果たす機会の一つが第三者評価であるとすれば、園には都民を代表する立場にある評価者が納得し得る説明を行う責任があると考えられます。

また、組織としての意思決定を行う際に、その検討の経緯に関する記録を残し、職員に開示することは、組織内部に対する説明責任を果たすうえで重要な意味を持つことになります。

そうした組織の内外に対する説明責任や法令遵守の観点から、それまでは口頭で済ませていた利用者の個人情報利用目的に関する同意手続きについては、今年度より文書を通じて行うようになりました。さらに、会議を行う際は、記録の担当を決めたうえで、結論だけでなく検討の経過についてもきちんと記録するよう申し合わせを行っています。